

大正11年、差別撤廃に向けて、被差別部落の人々が団結し、全国水平社が結成されました。「差別の原因を部落の人々の生活にあるとだけ考えて改善しようとする動きは、結果的に周辺の住民の差別意識を温存させることにつながる。部落の人々が自ら立ち上がり差別解消の闘いをしない限り差別はなくなるしない」という考えに基づいたものです。

今年は、全国水平社創設から100年目にあたります。現在、部落差別解消推進法が施行され、行政や企業、宗教団体、民間団体など多くの人や団体が部落差別問題の解消に取り組んでいます。しかし、今日に至っても結婚や就職など日々の暮らしの中で、深刻な社会問題となっています。平成28年には、戦前の全国部落調査を復

刻出版する事件も発生し、ネット上では差別表現や差別情報の書き込みも後を絶ちません。こうした背景には、現在もなお、被差別部落に関わる偏見や差別意識が人々の心に根強く存在していることがあります。そして、みんなしている、昔からあるといった差別を受け入れている人や、無知や無関心のまま問題を正しく理解しない人がいることによって根強く温存されているのです。

部落差別は、憲法がすべての国民に保障している基本的人権の侵害であり、21世紀を「人権の世紀」とするために、私たち一人ひとりが取り組まなければならない人権問題です。部落差別の解決を目指し努力することは、偏見を見抜く力を身につけ、世間体になげず差別を許さない行動をとることであり、あらゆる差別を解決するための努力でもあります。

ます。
差別は、される側の問題ではなく、する側の問題です。人間が作り上げた部落差別は、人間によってなくすことができるはずです。



人の世に熱あれ 人間に光あれ (水平社宣言)